

IFRS へのわが国の対応

—US および EU の対応に関連して—

鷺津 泉

中部大学

要 旨

本稿では、1. US の IFRS への対応、2. EU の IFRS への対応、3. US および EU の対応と IASB への影響、4. US および EU の対応と日本への影響を中心に、IFRS の発展過程について検討した。その結果は次のように要約することができる。1. US は外国企業への「調整表作成要求」を免除し、US 企業への IFRS の採用の可能性を検討している。2. EU は、すでに独自の基準承認過程を設定して IFRS を採用している。そのうえで IASB および IFRSF に国際組織としての説明責任とガバナンスの明確化を求めている。3. IASB は、世界の会計基準設定者としての地位を確保し、基準設定についての説明責任の遂行とガバナンスの強化を要求されるようになり、基準設定に対する覇権競争を招来している。4. 日本は、日本企業への IFRS の任意適用を決定した。また IFRSF のモニタリング・ボードに参加した。その結果、IASB の覇権競争にまきこまれている。日本は、IFRS のアドプション、IFRS 設定過程への関与という問題に直面し、多くの対応策をとってきた。このような状況のもとで、IFRS の原則主義を細則主義に変えるような動きがある。原則主義と細則主義は、会計の比較可能性の意味が明確でないこと、すなわち、各国の「状況」に対して会計方法をどのように適合させることが「真の」比較可能性を促すのか明らかでないことに起因している。「真の」比較可能性を高めるため、事業、税制、監査および規制の4つの文化の相違を認識することが重要である。日本は、このような文化的相違を明らかにすることを前提として IFRS 設定過程に関与し、説得的な意見を発信していく必要がある。

はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) が公表する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) の現在の世界的な広がり、アメリカ (US)、欧州連合 (European Union : EU) および証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions : IOSCO) の IFRS に対する対応と深い関わりをもっている。

US は、US で上場する外国企業に対して「IASB による IFRS」に準拠した財務諸表には「調整表作成要求」を免除し、また国内企業に対して IFRS を採用することを本気で検討している。

EU は、すでに独自の承認過程を設定して IFRS を採用している。また、IOSCO は、2000 年 5 月に、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) に対し、「IASC 2000 基準書 (the IASC 2000 standards)」(IOSCO, 2000) を承認した。これは、IOSCO 加盟国に、企業が多国間での上場や募集をする際に利用する財務諸表の作成基準として、30 の国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) とそれに関連する解釈指針を採択することを勧告したものである。このような IOSCO による IAS の承認もまた、IFRS の広がりには大きな影響を与えている。

そこで本稿では、入手しうる US、EU および日本の IFRS への対応に関する文献に基づいて、IFRS の会計基準設定過程について、分析し考察した。本稿で取り上げた内容は、「IASC 2000 基準書」の承認以降の次の

4つの問題である。

1. US が IFRS にどのように対応してきたか。2. EU が IFRS にどのように対応してきたか。3. US および EU の対応が、IASB にどのような影響を与えたか。4. US および EU の対応が、日本にどのような影響を与えたか。

I. US の IFRS への対応

1. 「調整表作成要求」の撤廃

US の証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : SEC) は、以前、IFRS について次の 2 点を検討していた。

1. 2007 年に外国企業が US で上場するとき「IASB による IFRS」に準拠した財務諸表には「調整表作成要求」を免除する。
2. 2007 年ごろから国内企業が IFRS を採用できるか。

現在の関係者の関心事は第 2 の点にある。すなわち、US が、自国の一般に認められた会計原則 (U.S. Generally Accepted Accounting Principles : U.S. GAAP) から IFRS へ移行するという重大な方向転換を、いつ、どのように、実行するかである。

SEC は、2007 年まで US で上場する外国企業に U.S. GAAP へ調整したうえで、IAS の利用を容認するという方針をとってきた。1990 年代の初めから、SEC は IAS の質が向上すれば、IAS を採用している外国企業に、調整要求を撤廃する可能性を表明していた。このように、SEC は IASC への歩み寄りを示していて、2000 年の IOSCO のシドニー総会で「IASC 2000 基準書」を承認した。しかし、SEC は、US における施行を拒絶している。その後、サーベインズ・オックス

リー法 (SOX 法) の影響もあって、US の市場は友好的でないとして海外から著しい不評をかってきた。そのため、US は IASB をめぐる国内外の状況に何らかの対応をする必要があった。

SEC の主任会計士が、非公式ながら 2005 年 4 月に IFRS に準拠して作成した外国企業の財務諸表を U.S. GAAP への調整なしで最終的に認めるための「ロードマップ」(Nicolaisen, 2005) を提案し、その後 SEC が 2007 年 11 月に外国企業に U.S. GAAP への調整要求を撤廃する「リリース」(SEC, 2007 b) を採択した。

しかし、多くの人々が「ロードマップ」の有効性に懐疑的であり、SEC が「リリース」の実施を短時間で議決したことに不信感をもっていた。実際、これには、前 SEC 議長および前 SEC 主任会計士など、多数の人びとの反対意見があった。しかし、財務省は EU の調整要求への批判を回避すべきであると判断して、SEC の迅速な決定を促したと推測されている。

SEC は、この「リリース」で、US の市場で上場する外国企業に、「IASB による IFRS」に準拠することを求めた。これは、US 以外の国あるいは地域の基準設定者および規制者などが、IASB および国際財務報告解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC) と異なる基準および解釈の追加または修正することを防ぐためである。また、「IASB による IFRS」への準拠は、IFRS の国際的な比較可能性および信頼性を高めることに役立つ。IASB の Mary Barth は、この「IASB による IFRS」の重要性について、

次のように述べている (Barth, 2009, pp. 9-10 および pp. 19-20)。グローバルな基準は企業間あるいは期間ごとの比較可能性を高めるという利点がある。そのため、各国は IASB が公表した IFRS を一組のグローバル基準として、修正や変更をせず、そのまま採用することが重要である。また、IASB 議長の Tweedie も、「IASB による IFRS」の重要性と IFRS の変更に伴う短所を指摘し、「もし人びとが IFRS を一組の国際的な基準とみなさいとすれば、おそらく U.S. GAAP を選択することになる」と述べている (Enevoldsen, 2008, p. 9)。これは、IFRS 変更による、IFRS への信頼性すなわち IFRS のブランドの喪失に対する危惧を示すものである。

2. US 企業に対する IFRS 適用

US は、アメリカ企業 (US 企業) への IFRS 適用に関して、一組の高品質な国際的な会計基準を作成するという概念を支持するとともに、IFRS を「改善してから採用する」という戦略をとっている。このことは次の 3 つの事実によって裏付けられている。

1. 2002 年 9 月に、財務会計基準審議 (Financial Accounting Standards Board: FASB) と IASB が会計基準を高品質なものに収斂し、この作業を共同で行うということに合意している (「ノーウォーク合意」)。
2. 2006 年 2 月に、FASB と IASB は高品質な会計基準づくりに関して「覚書 (Memorandum of Understanding: MOU)」を交わし計画を更新している。
3. 2007 年 8 月に「コンセプト・リリース

¹⁾ B. Herz, M. Crooch (2008) pp. 41-52.

(SEC, 2007 a)」を公表して IFRS 採用に対する意見を求めている。

この「コンセプト・リリース」は、IFRS を用いている外国企業および US 企業の増加という事実を背景に公表されたものである。²⁾ 「コンセプト・リリース」は、U.S. GAAP に対する 1 つの選択肢として、IFRS 採用を認めるために 35 の質問をあげ、広く意見を求めたものである。しかし、「コンセプト・リリース」は、IFRS 採用を容認する期日を明示していない。

SEC は、この「コンセプト・リリース」に対して多くのコメントを受けた。とりわけ、財務会計財団 (Financial Accounting Foundation : FAF) および FASB からの次のようなコメント (FASB, 2007) は、多くの人の関心を集めた。

1. US 企業が、暫定的に U.S. GAAP と IFRS という 2 つの異なる会計基準に準拠して報告することは、財務諸表の比較可能性を低下させる。そのため、FASB が IASB との共同作業を通じて IFRS の改訂版を作成すべきである。

2. IFRS の公表後に、IFRS 使用国が独自に承認過程をもつことは、単一の質の高い世界的に認められる会計基準をもつ目的と一致しない。そのため、これを実施している EU は、IFRS を適用する際、独自に行っている承認過程を中止すべきである。

「コンセプト・リリース」への FAF および FASB からのコメントは、US 企業が準拠している会計基準を、約 70 年の歴史をもつ U.S. GAAP から高水準の IFRS へ移行するという重大な方向転換を示唆することになった。

これ以後も、US 企業による IFRS 採用への模索が続けられている。SEC は、2008 年 11 月に US 企業への IFRS 適用に関する「ロードマップ」(SEC, 2008) を公表している。この「ロードマップ」は、幾つかの目標を示すと同時に、これらが達成された場合、2014 年から US 企業に IFRS を適用することを規定する可能性を明らかにしたものである。この目標には、最新の IASB および FASB の MOU に基づく会計基準の改善や国際財務報告基準財団 (International Financial Reporting Standards Foundation : IFRSF) の説明責任の強化および資金調達体制の確立等が含まれている。従来、U.S. GAAP を採用してきた US が、IFRS を自国で採用するように政策を転換した背景について、一部の論者は次のように述べている (平松, 2009, pp. 27-28)。

1. US の投資家にとって IFRS の採用が有益である。

2. US 一国主義が行き詰まり、IASB との共同作業を通じて新たな US 中心主義を実現しようとしている。

SEC は、この「ロードマップ」に寄せられた多くのコメントを受け、2010 年 2 月に「委員会声明」(SEC, 2010) を公表した。この「委員会声明」は、SEC の IFRS に関する活動を概観し、この「ロードマップ」に対するコメントを要約するとともに、US 企業が IFRS 利用を進めるための方法を述べたもので、その概略は次のとおりである。

1. 単一の質の高い世界的な会計基準への支持を改めて表明している。

2. IFRS が世界的な基準として最善のものと位置づけている。

²⁾ 杉本 (2009) p. 305。

3. FASB と IASB による会計基準のコンバージェンスを促進している。

4. US 企業に IFRS への移行を要求するかどうかを決定する前に、SEC スタッフによる作業計画の実施を指示している。

また SEC はこの「委員会声明」で、2011 年に IFRS の適用を決定する場合、US 企業による IFRS に準拠した財務報告の開始時期を「ロードマップ」で示した 2014 年から 2015 年または 2016 年に修正している。これらは、US が US 企業による IFRS 採用の検討を続けていることを示している。

3. IFRS アドプション

US が実際に IFRS をアドプションするとき次の 2 つの問題が生じる。ひとつは会計基準設定主体が FASB から IASB に移ることに伴う問題、もう 1 つは実際の IFRS 適用問題である。

(1) 会計基準設定主体と SEC 「監督権限」

基準設定主体が FASB から IASB に移る場合に、国内の基準設定主体の問題、SEC の「監督権限」の問題、US 企業による IASB へのロビー活動の問題などが生じる。

もし FASB が存続すると仮定すれば、FASB の役割は次のようになると考えられる。

1. 未解決あるいは将来の IASB プロジェクトについて US において複数の見解があることを IASB に伝達すること。

2. IASB の要請に応じて、特定のプロジェクトの下準備をすること。

SEC は一方で伝統的にプライベート・セクターに基準設定を委ねてきた。また他方で、SEC は FASB の基準設定過程および FASB メンバーの人事等を「監督権限」と称して監

視してきた。基準設定主体が FASB から IASB に移ると、SEC は投資家保護のため、SEC の法による責任をより積極的に実行しなければならない。このため、従来 FASB に向けていた「監督権限」を IASB に向けての恐れがある。これに関して、欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group : EFRAG) の Enevoldsen は、「SEC が、EU のように、IASB が公表した新基準を SEC 自身で審査する過程をもつ可能性がある」と述べている (Enevoldsen, 2008, p. 9)。

これまで US 企業は、自社の利益のために、US 国内で FASB に対してロビー活動を行ってきた。例えば、石油・ガスの探査費用 (Zeff, 2010, pp. 257-258)、市場性のある有価証券の評価 (仁川, 2010, pp. 79-102) などである。基準設定主体の移行にともなって、US 企業は IFRS に目を向け、FASB に対して行ってきたロビー活動を、IASB に対して行うと予想される。

(2) IFRS の適用

IFRS を実際に適用する場合、原則主義の問題や各国の税法との問題などが生じる。

IFRS は原則主義をとっている。原則主義に関して、Zeff は次のように指摘している (Zeff, 2008, p. 277)。

1. US 企業はルールの比較的少ない IFRS を不当に利用する懸念がある。原則主義によって生じる空白部分は、SEC の「Staff Accounting Bulletins (職員会計公報)」によって補われると予想される。

2. SEC が主要な証券市場の規制者として、IFRS の解釈を先導することになれば、他の国で認められている IFRS に関する解釈が、US 証券市場では認められない恐れがある。

また各国の税法等との調整に関する問題がある。例えば、USでは、後入先出法が問題となっている。IFRSには後入先出法の規定がない。そのため、USでは、後入先出法が認められるUS企業がIFRSを適用する場合に、何らかの措置を講じなければ、その調整が問題になることは明白である。

USのIFRS採用にともなう問題を検討した上で、ZeffはUSが2013年から2015年にIFRSを適用することを予想し、次のように指摘している（Zeff, 2008, pp. 277-278）。

1. 自社の利益のためにロビー活動をするUS企業と「監督権限」を主張するSECが、IASBおよびIFRSF評議員に大きな圧力をかける。
2. SECは、FASBに行ったように、すべての主要なプロジェクトについて公聴会の開催を主張する可能性がある。
3. SECがすべての主要なプロジェクトについて公聴会を開催すれば、IASBのデュー・プロセスが一層長引くことになる。

そのため、IFRSの受け入れを表明している国にとって、USがIFRSを採用することは、よいことだけではない。

II. EUのIFRSへの対応

1. 「EU財務報告戦略：進むべき道」

(1)公表までの経緯

大陸ヨーロッパ諸国は、IASC初期の時代からプライベート・セクターによる会計基準の設定を信頼していなかった。また、EU内部では、欧州共同体の会社法指令（Company Law・Directives）は財務諸表の比較可

能性が十分でなかった。また、証券市場の国際化に伴ってEUの企業がUSで上場するためにU.S. GAAPを選択するようになっていた。

そのため、欧州委員会（European Commission：EC）は、2000年6月に「EU財務報告戦略：進むべき道（EU Financial Reporting Strategy：the way forward）」を公表した（COM, 2000）。「EU財務報告戦略」の公表は、EUが会社法指令による国際的調和化を断念し、EUの上場企業が準拠する会計基準としてIFRSを唯一の選択肢として決定したことを意味する。

これにより、EU内の上場企業はIFRSに準拠した連結財務諸表の作成を求められた。これに伴い、ECは、EU内の上場企業が新基準を使用する前に、これを独自に検討した上で、正式に承認する必要性が生じた。ここでは、IFRSは政治的および技術的レベルの2層構造により検討される。

(2)公表後の動向

「EU財務報告戦略」の公表後、EUは独自の承認過程を作り出した。これは2つのレベルで構成されている。ひとつは政治的レベルで、EU政府の代表で構成される会計規制委員会（Accounting Regulatory Committee：ARC）である。これは2002年に創設された。もう1つは技術的なレベルで、これは私的機関のEFRAGの技術的専門グループ（Technical Expert Group：TEG）である。これは2001年に創設されている。両組織の目的は、ECに助言を与えることである。ECは、これらの助言を受けた後、新しいIFRSおよびIFRIC解釈指針の適用を承認・決定する。

このような2層構造による承認メカニズム

は、EC 内部から、EC が EU 独自の IFRS により国際的な会計基準の設定を妨害する可能性があるという批判を受けた (Camfferman and Zeff, 2007, pp. 431-432)。このような批判は、ビッグ5 (当時) 会計事務所のイギリス担当の会計士やイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales : ICAEW) の Graham Ward など、複数のプライベート・セクターから生じていた。これに対して、EC の John Mogg はこれを否定している。他にも、この承認メカニズムが EU 独自の IFRS になる危険性を指摘している論者がいる (向, 2003, p. 88)。

このように、EU は、IASB というプライベート・セクターによる会計基準の設定を信用しないため、EU 企業に IFRS を採用する場合には、IFRS およびその解釈を詳細に検討しなければならなかった。その後、EU は 2006 年 7 月に基準承認勧告審査グループ (Standards Advice Review Group : SARG) を創設し、同時に欧州議会 (European Parliament : EP) が「コミトロジー決議 (1999 年)」を修正している。SARG は、EFRAG の助言が公正で客観的であることを保証するための機関である。しかし、SARG の創設により、IFRS 承認手続きはさらに引き延ばされた。また「コミトロジー」とは、「特定の専門領域の規制に関し、EU 委員会に大幅な施行権限を付与することを基本とした構想」(稲見, 2008, pp. 40-42) といわれている。「コミトロジー決議」の修正は、EP を新しい IFRS および解釈の採用に関する最終決定者とするを意図したものである。これは「監視をともなう規制手続き」を新たに承認したことを意味する。

(Zeff, 2008, p. 279)。こうして、IFRS 承認には長時間を要することになった。実際、IFRS 8「事業セグメント」の承認には1年を要している。

もう1つの要因は、EU 企業などのロビー活動である。これは特に、問題の多い基準あるいは慎重な検討を要する基準に対して行われている。例えば、フランスの銀行の要求により、金融商品に関する IFRS の一部をカーブアウトすることにまで発展している。

この問題が示すように、EU メンバー国は、IFRS 採用国として、IASB に強力な主張を押しつけている。IASB にとっては不本意なことである。これは、IASB の基準や解釈が最終的に変更される可能性があることを意味している。EU メンバー国はよいとしても、その他の国々は、自らの見解を受け入れてもらえる余地がほとんどなく、ただ最終的な IASB の基準あるいは解釈を受け入れなければならない。

2. 経済金融問題委員会の要望

EU についても1つ注目すべき点がある。それは、EU が、IFRSF および IASB に国際組織としての説明責任とガバナンスの明確化に関して、継続的に圧力をかけていることである。これは、IASB 設立前後に、EU の考え方が IASB に十分受け入れられなかったことが影響しているといわれている。EU は、もともと、IFRS の受け入れを約束している国が基準審議にあたり主要な発言権および票決権をもつべきであるという見解をもっている。IFRSF および IASB への説明責任とガバナンスの明確化を求める圧力は、主に EP から生じている³⁾。EP は次のように主張している。

1. IFRSF および IASB が、国際的な会計

表 ECONの要望とIFRSF・IASBの変更

ECON (EP) の要望 (2008年)	IFRSF・IASBの変更 (2005年～2009年)
・IFRS受け入れ表明国 (EU等) のメンバーの増員	2005年 ・IASBメンバーの資格基準に実務経験を追加 ・IFRSFメンバーの増員 (19人→22人) 2009年 ・IASBメンバーの増員 (14人→16人, 地理的 的代表制採用)
・国際的ガバナンス (IMFおよび世界銀行等) への統合	2005年 ・評議員指名諮問委員会の創設 (IMFおよび世界銀行の代表者等の参加)
・透明性の確保, デュー・プロセスの遵守, 説明責任の明確化	2009年 ・モニタリング・ボード創設 (資本市場規制者との関係構築)

基準設定主体という立場から作業しているため、この作業について説明責任を果たすべきである。

2. EUにおけるIFRSの承認は、IFRSに法的効力を付与するから、その承認手続きには透明性が求められる。

Zeffは、とりわけ、2.について、「政治事情が厳しい中で、EPは、提案されている会計基準がEUの法になるから、EP自身の決定を基準に含める権利がある」(Zeff, 2008, p. 279)と述べている。

2008年4月に承認されたEPの経済金融問題委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs: ECON) の報告書 (EP, 2008) は、EPのIFRSFおよびIASBへの圧力を示す1事例である。Zeffは、ECONが、この報告書で示したIFRSFおよびIASBに対する次の3つの要望を取り上げ、IFRSFおよびIASBが、これにどのように対応しどのように変更してきたかについて、述べている (Zeff, 2008, pp. 280-281)。これらの状況は表で示すとおりである。

表に示すように、2008年にEPの要望が提出される以前にも、要望にそのような変更が行われていることを示している。IFRSFは2005年に最初の定款変更を発表した。これにより、IASBメンバーの資格基準を、当初の専門的能力だけから専門的能力および実務経験の最良の組み合わせと変更している。これは、SECが主張する専門的能力だけの資格基準に、EUが主張する実務経験を加えたものである。また、この定款変更の中で、IFRSFは評議員指名諮問委員会 (Trustee Appointments Advisory Group) を創設し、IFRSFの評議員選任に際して助言を受けることとしている。この委員会の主なメンバーは次に示すとおりである。

- ・前IASCF評議員の議長 (Paul A. Volcker)
- ・IOSCO
- ・金融安定理事会
- ・アジア開発銀行
- ・欧州中央銀行
- ・世界銀行
- ・国際通貨基金 (IMF) の代表者等

³⁾ Zalm (2008) p. 53 および EP (2008) pp. 4-5。

世界銀行および IMF 等の参加は、国際組織に相応しい IFRSF および IASB のガバナンス体制を保証するものとなった。

2008 年の要望の提出後、IFRSF は 2009 年にモニタリング・ボードを創設し、組織の透明化をはかっている。また同年 IFRSF は、IASB メンバーを 14 人から 16 人に増員し、その構成に EU が主張する地理的代表制の採用を決定している。これは、IASB が EU 等の IFRS 受け入れ表明国の見解をできるだけ取り入れていく意向をもって示している。

III. US と EU の IASB への影響

前述の US および EU の動きは、IASB に次のような 3 つの影響をもたらした。

第 1 に、IASB が世界の会計基準設定者として確実に認められるようになった。すなわち、IASB は「各国を IFRS に準拠させる戦略」を前進させることに成功した⁴⁾。

第 2 に、IASB は、基準設定者として認められたことにより、国際的組織としてその活動や決定について、説明責任の遂行とガバナンスの強化を求められるようになった。これに関して、Zeff は、「IASB は国際的組織として成熟するために、プライベート・セクターとパブリック・セクターの両方から地域的および国際的な利害関係を代表する組織として、権威や責任をもつ必要がある」(Zeff, 2008, pp. 281-282) と述べている。

このような流れのなかで、IFRSF は、基

準設定過程の独立性を維持し、IFRSF の社会への説明責任を強化するためモニタリング・ボード⁵⁾を創設した。モニタリング・ボードは、主に IFRSF 評議員の指名と評議員および IASB の活動を監視するという役割をもっている。また、IFRSF 評議員および IASB メンバーが増員され、広範囲から選任されている。

第 3 に、IASB が基準設定者として認められたことにより、IASB をめぐる覇権競争が生じた。US および EU は、それぞれ自国の見解を IFRS に反映させようとして IASB に対する影響力を高めようとしている。IASB は、その対応次第で IASB の基準設定過程の進行および基準設定そのものに影響が及ぶ恐れがある。

これらの覇権競争が実際に基準設定過程の進行に影響を与えた事例を 1 つ挙げるができる。IASB は、2008 年 10 月に、主に EU からの政治的圧力により、デュー・プロセスで求められている公開草案の公開を経ず、改訂 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を公表した。この改訂は、IFRS と U.S. GAAP の会計基準の相違によって、IFRS に準拠している EU の金融機関が不利にならないよう、IFRS を U.S. GAAP と同一化させたものである⁶⁾。これに対し、IASB は多くの人びとから批判を受けた。Zeff もこれに対して、「銀行業界からの IASB への強力な圧力は公正さを欠くものであり、金融安定の遂行という名目で、IASB は専門外の分野での基準作成を命じられた (ICAEW, 2009)」と批判している。IASB のデュー・

⁴⁾ 鷺津 (2008) でこの点を論じた。

⁵⁾ 藤沼 (2009) pp. 6-7。

⁶⁾ 山田, 平松, 金児 (2009) pp. 87-92。

プロセスの問題は、2010年の定款変更事項の1つとしてとりあげられており、デュー・プロセスの強化に対しても関心が高まっている。

USおよびEUのIFRSへの対応を検討して、Zeffは、IFRS採用に同意したすべての国が、USおよびEUから将来大きな影響を受けるであろうと警告している（Zeff, 2008, p. 282）。

IV. 日本への影響と課題

1. 日本への影響

日本はIASBの動きから多くの影響を受けている。主なものは次の3点である。

1. 企業会計審議会は、上場企業の連結財務諸表に対し2010年3月期からIFRSの任意適用を表明した。
2. 金融庁はIFRSFのモニタリング・ボードに創設時（2009年2月）から参加した。
3. IASBの多国間覇権競争に加わっている。

(1) IFRSの任意適用

日本は、2009年6月に企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（企業会計審議会、2009）を公表した。この「中間報告」は、日本企業が2010年3月期からIFRSの任意適用を開始し、2012年をめどに上場企業の連結財務諸表に強制適用するかどうかを判断することを明記している。これは、SECが2008年11月に公表した「ロードマップ」に対応している。この「ロードマップ」はUS企業へのIFRSアドプシヨンの可能性を示したものである。これ以後、日本においてもIFRSのアドプシヨンの現実的となっている。

(2) モニタリング・ボード

金融庁は、IFRSFのモニタリング・ボード創設時より、SECおよびIOSCOなど各国規制者の代表とともに、モニタリング・ボードの一員として責任を負うこととなった。日本のモニタリング・ボードへの参加は、IASBが成熟した国際的な組織として正当性を高められるよう、基準設定作業への監視体制の強化に助力することを意味している。

(3) 多国間覇権競争

これまで日本は、USおよびEUに比べて、IASBにおける発言力が弱いといわれてきた。そのような状況の中で、企業会計審議会は、2009年6月の「中間報告」で、IFRSの任意適用を決定した。この決定により、日本がIASBに対して影響力を与える可能性が生じてきた。このことは、IASB議長Tweedieの次のような発言によって裏付けられている。すなわち、日本がIFRSの任意適用に踏み切ったことはUSおよびアジア諸国に大きな影響を与え、日本が、新たなプレーヤーとして、IASBに対する政治的な駆け引きに加わり、世界にその存在感を増す可能性が生じる（Tweedie, 2009, pp. 19-21）。

2. 日本の課題

日本は、IASBとそれに対するUSおよびEUの動向に対応して、1. 2005年3月に、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）とIASBがIFRSのコンバージェンスにむけての作業に合意し、2. 2007年8月に、ASBJとIASBが日本基準とIFRSのコンバージェンスを加速することに関する「東京合意」を行い、3. 2009年6月に、企業会計審議会が

「中間報告」の公表により、IFRS のコンバージェンスからアドプションへと動き始めている。

(1) IFRS のアドプション

今日、日本は IFRS をアドプションする際の問題に直面している。1 つは IFRS に対する実務の対応問題であり、もう 1 つは IFRS 適用会社の限定の問題である。

IFRS に対する実務の対応について、「中間報告」は、日本における IFRS 適用に伴う課題として、次の 6 つ挙げている。1. IFRS の内容、2. IFRS を適用する場合の言語、3. IFRS の設定におけるデュー・プロセスの確保、4. IFRS に対する実務の対応、教育・訓練、5. IFRS の設定やガバナンスへの我が国の関与の強化、6. XBRL の IFRS への対応である。

上記の各項目の内容はおおよそ次のとおりである。

1. 「IFRS の内容」 IFRS の開発および改訂に対して意見発信をしていくと同時に、日本の基準を高品質な基準と認識させるために、コンバージェンスへの努力を継続すること。
2. 「IFRS を適用する場合の言語」 IFRS を適用するために、IFRS を日本語に適切に翻訳すること。
3. 「IFRS の設定におけるデュー・プロセスの確保」 IFRS を採用する場合、IASB の会計基準が財務報告にあたって「公正妥当な慣行」として大きな規範力をもつため、基準設定者側である国際会計基準委員会財団 (International Accounting Standards Committee Foundation : IASCF, 現, IFRSF) に対してデュー・プロセスの確保およびガバナンスの改善を求めていくこと。
4. 「IFRS に対する実務の対応、教育・訓

練」関係者が IFRS を理解し、使いこなすために、IFRS の教育や研修等が不可欠である。とりわけ、財務諸表作成者は、原則主義の IFRS を実務において適切に適用するために、対応策をとること。

5. 「IFRS の設定やガバナンスへの我が国の関与の強化」我が国が IFRS 採用国として、IASB および IASCF に貢献していくため、人材や財源の確保をサポートしたり、IASB の基準設定や IASCF のガバナンスに対する意見発信を強化すること。

6. 「XBRL の IFRS への対応」IFRS にもとづく財務諸表を XBRL (国際的に標準化された財務報告等に使用されるコンピューター言語) で開示可能にすること。

この「中間報告」の中で取り上げている個別問題のいくつかは、US や EU が IFRS 適用に際して直面している問題と共通している。たとえばコンバージェンス、デュー・プロセス、原則主義およびガバナンス問題などである。これらの問題と US および EU で行われている議論は、日本も IFRS 適用に関する課題を解決するため検討しなければならない。

また、IFRS を適用すべき会社の範囲の問題がある。「中間報告」では、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用するとされている。そのため、例えば、企業の規模や属性に応じ、「上場会社 (連結) - 国際会計基準」、「上場会社 (単体) ・非上場会社-国内基準」、および「中小会社-国内基準 (中小会社会計基準)」からなる階層的な財務報告制度が提案されている (古賀, 他, 2009, pp.16-17)。他方で、非上場企業とくに中小企業について、ASBJ の「非上場会社の会計基準に関する懇談会」⁷⁾ 等でも検討が開始されている (安藤, 2010)。

(2) IFRS 設定過程への関与

USがUS企業へのIFRS適用を決定すれば、日本およびその他のIFRS受け入れ表明国は、USおよびEUのIASBに対する政治的駆け引きから、重大な影響を受ける。日本は、IFRS任意適用表明国として、IFRS設定過程にこれまで以上に、積極的に関与していかなければならない。近年、IFRSを受け入れるための基準設定に関する環境が次第に整備されてきている。その中で、IASBの基準設定過程に対して新たな懸念も表明されている。

① IFRSへ関与するための環境整備

日本は、IFRS基準設定過程に関与していくため、いろいろな環境整備を進めている。

第1に、国内の意見集約をはかるため、2009年7月に財務会計基準機構、日本公認会計士協会、東京証券取引所等の民間機関が「IFRS対応会議」(島崎, 2009)を発足させた。これは、日本の関係団体がIASBおよびFASBの基準を正しく理解し、それぞれの立場からこれに対して意見発信する場である。第2に、2009年11月にアジア・オセアニア基準設定主体グループ(Asian-Oceanian Standard-Setters Group: AOSSG)⁷⁾を創設した。AOSSGは、近年のUSおよびEUによるIASBへの影響力の強化に対抗するために、日本、オーストラリア、中国、インド、韓国など21のアジア・オセアニア地域の国または地域の会計基準設定主体のグループで構成されていて、この地域の意見をIASBに伝えることを意図している。

このほか、日本はIASBのサテライトオフィスを東京に誘致した。これはIFRSへの関与を強めようとしたものである。このような状況の中で、日本電波工業株式会社は2010年6月、IFRSに基づく財務諸表を公表して注目されている。

② IFRS適用に対する懸念

IASBの動向に対して、Zeffは、USの経験から次のような懸念を示している(Zeff, 2007, pp. 301-302)。

第1に、IASBは、USおよびEUがIASBの地位を承認したことにより、世界の会計基準設定主体として組織を強化している。実際、モニタリング・ボードの創設はIASBと各国規制者との連携強化を象徴している。このようにしてIFRSが厳格に適用されると、各国は制定されたIFRSに反対できないため、(1)各国はIASBに政治的圧力をかけてくる、(2)IFRSに対して免除(カーブアウト)や条件を追加する可能性を高める、(3)IFRSが細則化される可能性がある。さらには、IASBとFASBとの収斂作業により、FASBの細則主義がIFRSに取り入れられる、(4)IFRSの原則主義が細則主義に変わる、などが懸念される。実際このようなIFRSの細則主義への回帰に関して、IFRSを利用する一部の日本企業も懸念を示している(郡司, 2010, pp. 74-78)。

第2に、会計の比較可能性の意味が明確でないことに起因する問題がある。すなわち、各国の「状況」に対して、会計方法をどのように適合させることが「真の」比較可能性を促すかである。これに関して、USで1960

⁷⁾ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/20100830/press_release/20100830.pdf.

⁸⁾ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/communique/2009/communique_20091112.pdf.

年代に一連の論争があった (Zeff, 2007, p. 294)。これは、統一的方法すなわち選択肢を設けない方法、あるいは柔軟性のある方法すなわち選択肢を設ける方法のうちどちらの方法が、比較可能性を高めるかという論争であった。これまで、SECをはじめ、多くの規制者は、すべての企業に同じ会計方法を要求すること、すなわち統一的方法が比較可能性を促すと考えてきた。IASB もまたこのような考えに基づき基準を設定してきた。

しかし、「真の」比較可能性を高めるために、事業、税制、監査および規制といった文化の相違を認識することが重要である (Zeff, 2007, pp. 291-295)。

第1に、事業に関して、企業集団構造の相違の問題がある。日本では、企業系列という他国にみられない特殊な企業集団が形成されている。企業系列においては、企業間関係の強化などを目的とした株式の持ち合いが行われており、必ずしも企業間の序列関係が明確でない。これに対して、他国では、一般的には、株式の持ち合いは行われておらず、企業集団において親・子会社関係を典型とする明確な序列関係が形成されている。このように企業集団構造がそれぞれ異なる国で、同一の連結財務諸表作成基準を適用しても、連結財務報告の比較可能性が確保されるかは疑問である。

また公正価値に関する問題もある。公正価値で資産を評価する場合に、US および日本など資産価格決定市場が高度に発達した国と、中国など未発達な国とがある。このように資産価値決定市場に格差がある場合、資産価格が正確に比較可能とはいえない。

第2に、税制に関して、税金と財務報告と

の関係の強さが問題となる。両者の関係が強い場合、税制が財務報告実務における会計処理法の選択に重要な役割をもつ。日本では、長期工事請負契約において工事完成基準が多く採用されてきた。このことは、企業が早期に課税されないよう、収益認識を遅らせる会計処理法を選択してきたことを意味している。これは、税に対する経営者の心理が会計処理法の選択に影響を与え、その結果として、比較可能性に影響を及ぼしている事例である。

第3に、監査に関しても一様でない。監査および保証基準は、国際的なレベルで、国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB) によって決定されたとしても、監査人の意見表明の仕方は、2つに大別される。(1)企業が複数の重要な箇所で基準に準拠していないため、監査人が限定意見を表明する。(2)監査人が大企業の財務報告方法の選択に関してその企業に公に疑問を投げかけることを懸念し、限定意見を表明しない。(2)の場合、基準からの離脱が財務報告の比較可能性を低下させる。

日本では(2)の類型に入る、例えばカネボウ事件では、監査人が粉飾された財務諸表を適正なものとして意見表明した。

また、日本基準に比べて数値基準をなるべく設けないIFRSの準拠に関して、適切に会計処理がなされているかを判断する監査人および監査法人間で、その判断に差が生じる可能性を指摘している論者がいる⁹⁾。このような差が財務報告の比較可能性の低下を招くことになる。

第4に、規制に関して、規制者が企業の財務報告提出に関してどの程度関与しているか、

⁹⁾ 弥永 (2011)。

また、規制者自身がどの程度、政治的圧力に耐え、独立性を保てるかという問題がある。それゆえ、日本は、このような事業、税制、監査および規制文化の相違を十分認識して、IFRS 設定過程に関与し、関係者を十分説得できるように意見発信をしていかなければならない。

むすび

US および EU は、IFRS の動きにそれぞれ独自の立場から対応し、IFRS に大きな影響を与えてきた。それは次のように要約できる。

US は、2007 年に IFRS を採用している外国企業に対して調整要求の撤廃を決定し、さらに US 企業が IFRS を採用することを想定して、IASB への影響を強めてきた。US が IFRS をアドプションすると、会計基準設定主体は FASB から IASB に移る。そのため、会計基準設定主体のあり方および SEC の「監督権限」が問題となっている。また、US 企業による IASB へのロビー活動も新しい局面が生じる。実際に US が IFRS を適用する場合、US は、一方では、原則主義を指向する IFRS への対応と、他方では、国内税法等への調整という問題に当面する。

EU は、2005 年から EU 企業に IFRS を適用する際、一方では、EU の諸機関による厳格な基準承認過程を設けている。他方では、EU の企業などが、IASB に対してロビー活動を行っている。EU の独自の基準承認過程の設定と EU 企業の IASB へのロビー活動は、IFRS の承認過程を長期化させている。EU は、IASB と IFRSF に対して、公的機関としての説明責任とガバナンスの明確化を求めるなど、継続的に圧力をかけている。

このような US および EU の IFRS への対応は、同時に、IASB に、主として、次のような結果をもたらしている。第 1 に、IASB は世界の会計基準設定者として承認され、その地位を向上させた。これは、IASB の戦略すなわち「SEC に IFRS を世界的基準として承認させ、その他の各国に IFRS に準拠させること」が成功した。第 2 に、IASB は、国際的な組織として、その活動や決定に対して説明責任の遂行とガバナンスの強化を要求されるようになった。そのため、IFRSF は、IOSCO および SEC などの公的な証券市場規制者によるモニタリング・ボードを創設した。このボードは、IFRSF 評議員の指名および IFRSF の職務を監視することになった。また IFRSF および IASB の増員等により、IASB のガバナンス体制が強化された。第 3 に、IASB が世界の会計基準設定者として承認されたことに伴い、US および EU による IASB をめぐる覇権競争が生じた。実際、IASB は、基準設定過程の進行および基準の内容に両者の影響を強く受けている。

US および EU と IASB との関係は、日本に次のような影響を与えている。

1. 企業会計審議会は 2009 年 6 月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表し、日本企業への IFRS の任意適用を決定した。このことは、日本が IFRS のコンバージェンスからアドプションに向かったことを意味する。2. 金融庁は創設時からモニタリング・ボードに参加し、その活動と IASB 体制の強化に助力している。3. 日本は、IFRS の任意適用の決定により、事実上 IASB における覇権競争にまきこまれることになった。

現在、US は US 企業への IFRS 採用を決

付表 IASB の決定と US, EU および日本の対応 (2000 年～2010 年) (本論文に関連するもの)

年代	IASC/IASB	US	EU	日本
2000	5月 IOSCO による「IASC 2000 基準書」の承認 IASC メンバー； IASCF 定款を承認	SEC；「IASC 2000 基準書」 の施行を拒絶	6月 EC；「EU 財務報告戦 略：進むべき道」を公表	
2001	4月 IASC；IASB へ組織変更		6月 民間組織 EFRAG， TEG を創設	7月 財務会計基準機構； ASBJ を設置
2002		7月 サーベインズ・オック スリー法の制定 9月 FASB と IASB；「ノー ワーク合意」を発表	7月 「IAS の適用に関する規 制」を採択 公的組織 ARC を創設	
2004			11月 EC；IAS 39 のカーブ アウトを表明	
2005	6月 IASCF；定款改訂	4月 SEC 主任会計士； 「ロードマップ」(外国 企業向け)を提案	1月 EU 域内の上場企業； IFRS 適用開始 2月 CESR；「概念ペーパー」 を公表 7月 CESR；「技術的助言」 を公表	3月 ASBJ と IASB；コン バージェンスプロジェクトを開始
2006		2月 FASB と IASB；「覚書 (MOU)」を公表	7月 EU；SARG を創設 EP；「コミトロジー決 議 (1999 年)」を修正	7月 企業会計審議会；意見 書；「会計基準のコンバ ージェンスに向けて」 を公表
2007		7月 SEC；「リリース」(外国 企業向け)を公表 8月 SEC；「コンセプト・リ リース」(US 企業向け) を公表 11月 FASB；SEC の「コン セプト・リリース」へ コメント提出 SEC；「リリース」(外国 企業向け)を採択	11月 EP；IFRS8 「事業セ グメント」を最終承認	8月 ASBJ と IASB 「東京 合意」を公表
2008	10月 IAS 39 「金融商品」を めぐる問題	9月 FASB と IASB；「覚書 (MOU)」を更新 11月 SEC；「ロードマップ」 (US 企業向け)を公表	4月 ECON；報告書承認 12月 EC；US 基準および日 本基準を「IFRS と同 等」と決定	10月 経団連；「会計基準の 国際的な統一化へのわ が国の対応」を公表
2009	1月 IASCF；定款改訂 (第1フェーズ)を承認 2月 IASCF；モニタリン グ・ボード創設	2月 SEC；モニタリング・ ボードに参加 3月 FASB；SEC の「ロー ドマップ」(US 企業向 け)に対するコメント を提出	1月 EU 域外上場企業に IFRS またはこれと同 等の基準適用を義務づけ	2月 金融庁；モニタリン グ・ボードに参加 6月 企業会計審議会；「我が 国における国際会計基 準の取扱いに関する意見 書 (中間報告)」を公表 7月 民間組織；「IFRS 対応 会議」を発足 11月 ASBJ；AOSSG に参加 12月 金融庁；連結財務諸表 規則等の改正
2010	2月 IASCF；定款改訂 (第2フェーズ)を承認 6月 FASB と「共同声明」 を公表 7月 IASCF；IFRSF に 名称変更	2月 SEC；「委員会声明」を 公表 FASB；SEC の「委員 会声明」を支持	1月 EC；モニタリング・ ボードに正式参加	6月 日本企業 (日本電波工 業)；IFRS を適用した 連結財務諸表を含む有 価証券報告書提出 8月 非上場会社の会計基準 に関する懇談会；「報告 書」を公表

定していない。しかし、決定すれば、USおよびEUのIASBに対する政治的駆け引きは、さらに顕著なものとなることは明らかである。この場合、日本は次のような3つ主要な課題に直面する。第1に、IFRSのアドプションに関して、コンバージェンス、デュール・プロセス、原則主義およびガバナンスなどの問題がある。また、実際にどのような規模や属性をもつ会社にIFRSを適用するかという問題がある。第2に、IFRS任意適用表明国として、IFRS設定過程にどのように関与するかという問題がある。今日、日本は、

(1)国内およびアジア・オセアニア地域の意見集約をはかる組織の創設、(2)日本へのIASBサテライトオフィスの誘致、(3)日本企業によるIFRS採用等に関与している。これらの動きは、IFRS基準設定過程に積極的に関与していくための環境整備が進んでいることを意味している。しかし、十分なリーダーシップを確保しているとは思われない。第3に、近年のIASBの動向に対する多くの懸念である。IASBが規制者と連携して、各国へのIFRSの適用を厳格にすると、IASBに政治的圧力をかけてくる。このような圧力は、IFRSに免除(カーブアウト)や条件を追加することになる、そのためIFRSがより詳細になる可能性がある。またFASBとIASBとの共同作業により、IFRSの原則主義が細則主義に変わるおそれが予測される。

IFRSの「真の」比較可能性を高めるため、事業、税制、監査および規制といった4つの文化的相違を認識することは重要である。各国の文化的相違を前提として、わが国はIFRS設定過程に関与し、説得的に意見発信をしていかなければならない。

【参考文献】

- Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff, 2007, *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford University Press.
- COM, 2000, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, "EU Financial Reporting Strategy: the way forward," <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2000:0359:FIN:EN:PDF>.
- Enevoldsen, S., 2008, "Perspectives on endorsement and IFRS brand," *World Watch*, PricewaterhouseCoopers, Issue 1.
- EP, ECON, 2008, *Report on International Financial Reporting Standards (IFRS) and the Governance of the International Accounting Standards Board (IASB) (2006/2248 (INI))*.
- FASB, 2007, *FASB/FAF response to SEC releases*.
- IASC Foundation, 2010, *Report of the IASC Foundation Trustees on Part 2 of their Constitution Review, Changes for Enhanced Public Accountability and Stakeholder Engagement*.
- ICAEW, 2009, "Guest Interview-Culture Clash," ACCOUNTANCYMAGAZINE.COM.
- IOSCO, 2000, *IASC Standards-Assessment Report*, Report of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions.
- Nicolaisen, D. T., 2005, "A Securities Regulator Looks at Convergence," *Northwestern University Journal of International Law and Business*. <http://www.sec.gov>.
- SEC, 2007a, Release Nos. 33-8831; 34-56217; IC-27924; File No. S7-20-07, Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards.
- SEC, 2007b, Release Nos. 33-8879; 34-57026; International Series Release No. 1306; File No. S7-13-07, Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation

- to U.S. GAAP.
SEC, 2008, Release Nos. 33-8982 ; 34-58960 ; File No. S7-27-08, Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. issuers.
- SEC, 2010, Release Nos. 33-9109 ; 34-61578 ; Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards. (川西安喜「グローバルな会計基準に関する米国 SEC の声明」『季刊 会計基準』vol. 29.)
- Zeff, Stephen, 2007, "Some obstacles to global financial reporting comparability and convergence at a high level of quality," *The British Accounting Review* 39.
- Zeff, Stephen, 2008, "IFRS Developments in the USA and EU, and Some Implications for Australia," *Australian Accounting Review*, No. 47 Vol. 18 Issue 4.
- Zeff, Stephen, 2010, "Political lobbying on accounting standards—US, UK and international experience." Nobes, C., Parker, R., *Comparative International Accounting*, Eleventh edition. FT Prentice Hall.
- 安藤英義, 2010 「IFRS の影響と中小企業の会計」『季刊会計基準』Vol. 29。
- 猪熊浩子, 2010 「会計基準の国際化と配当可能利益の動向」『国際会計研究学会年報—2009 年度—』。
- 稲見亨, 2008 「EU における国際的会計基準適用の法的根拠」『会計』第 174 巻第 4 号。
- 鎌田信夫, 1996 「資金会計の課題」飯野利夫『現代会計理論と会計実践』税務経理協会。
- 企業会計審議会, 2009 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」。
- 郡司和朗, 2010 「IFRS への取組みと今後の課題」『季刊 会計基準』Vol. 30。
- 古賀智敏, 鈴木一水, 國部克彦, あずき監査法人, 2009 『国際会計基準と日本の会計実務 三訂版』同文館出版。
- 小西範幸, 2009 「会計の枠組みと財務報告の変容—認識基準と測定基準の連携—」『産業経理』Vol. 69 No. 1。
- 斉藤静樹, 2010 「コンバージェンスの岐路と IFRS の求心力」『企業会計』Vol. 62 No. 2。
- 島崎憲明, 2009 「日本経団連経済法規委員会企業会計部会長に聞く—IFRS 対応会議発足とその活動について」『企業会計』Vol. 61 No. 11。
- 杉本徳栄, 2008 『国際会計 改訂版』同文館。
- 杉本徳栄, 2009 『アメリカ SEC の会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて—』中央経済社。
- 田代樹彦, 2010 「金融危機が会計基準のコンバージェンスに与えた影響の検討」『国際会計研究学会年報—2009 年度—』。
- 徳賀芳弘, 2010 「IFRS への日本の制度的対応—規範的アプローチからの提言」『会計』第 177 巻第 5 号。
- 仁川栄寿, 2010 「米国における有価証券の評価法の変遷—FAS 115 による有価証券の評価法を中心に—」『産業経済研究所紀要』第 20 号。
- 橋本尚, 2007 『2009 年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社。
- 平松一夫, 2009 「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」『企業会計』Vol. 61 . No. 1。
- 藤沼亜起, 2009 「IASB・唯一のグローバル会計基準機関への目標を視野に—国際会計基準委員会財団の定款変更提案・モニタリング・グループの設置など」『企業会計』Vol. 61 No. 2。
- 向伊知郎, 2003 「EU における IFRS 全面適用に向けての動向と課題」『会計』第 164 巻第 3 号。
- 弥永真生, 2011 「IFRS と日本 論点を聞く 4 監査はどうなる」日本経済新聞 2011 年 2 月 5 日朝刊。
- 山田辰巳, 平松一夫, 金児昭, 2009 「特別鼎談 国際会計基準の現状と世界の課題」『税経通信』Vol. 64 No. 1。
- 鷲津泉, 2008 「IASC の会計基準戦略—SEC との関係を中心に—」『経営情報学部論集-鎌田信夫名誉教授就任記念号』第 22 巻第 1・2 号。
- Barth, Mary, 2009 「IFRS 教育のあり方」『会計・監査ジャーナル』Vol. 21 No. 7。
- Herz, Bob/Michael Crooch, 2008 「会計基準の国際的なコンバージェンスに関する米国の視点」『季刊 会計基準』Vol. 22。
- Tweedie, David, 山崎彰三, 2009 「国際会計基準審議 (IASB) David Tweedie 議長へのインタビュー」『会計・監査ジャーナル』Vol. 21 No. 8。
- Zalm, Gerrit, 2008 「評議員会議長に就任して—IASCF の当面の課題—」『季刊 会計基準』Vol. 22。